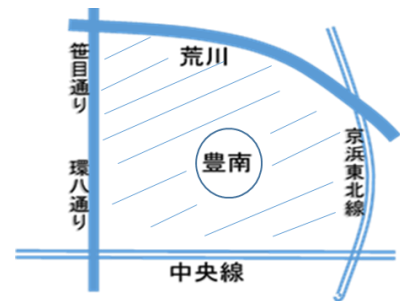


自転車通学規定

下記に示す規定事項を守ることを約束した生徒に、自転車通学の許可をする。

○許可を出せる自転車

- 整備状況に異常なし
ブレーキ・ライト・ベル・鍵・テールライト・反射板・泥よけ・荷籠または荷台
※リュック以外の荷物は籠または荷台にくくる。
- 本校指定の許可シールを指定の場所に貼る(担任)。許可シールは三年間有効。また、生徒手帳の許可願欄に必要事項を記載し、担任の印をもらう。
※登録した自転車を変更する場合は、再度許可願いを提出する
- 本校で指定された範囲以外からの自転車通学は原則許可しない。
(平成 29 年度入学生及び新規登録者より適用)



参考：許可範囲

- パンクなどの故障、雨天などの天候に関わらず、許可していない自転車での通学は禁止。駐輪スペースが限られており、自転車があふれてしまいます。
登校時に自転車を使用し、下校時に雨天のため自転車を置いて帰ることも極力控えてください。
(大雨、台風などの場合はOK)
- レインコートの使用
レインコートは常備することで許可を出しています。従って、傘を自転車に取り付けることも禁止です。走行中に雨が降った場合にすぐに使用できるようにして下さい。傘さし運転は道路交通法違反です。
- 鍵をかける
自転車には必ず鍵をかけてください。万が一、盗難にあった場合に対応が出来ません。普段から鍵をかける習慣をつけましょう。
- 駐輪上の注意
 - 一年生 (シール青) → 第一校舎 (グラウンド側)
 - 二年生 (シール緑) → 第一校舎 (グラウンド側)・第二校舎側
 - 三年生 (シール赤) → 第一校舎 (校舎側)

白線をはみ出さないように、前輪を壁につけて駐輪して下さい。避難経路となります。時間ギリギリで登校し、駐輪場所を間違えたり、整頓する時間がなくはみ出して駐輪するケースが増えています。
- 自転車保険への加入
- 雨天時の傘をさしての乗車や二人乗り・信号無視などは厳禁する。改正道路交通法(下記の表)を含む交通ルールを守り、時間に余裕を持って乗車する。

□ 規則

校外への自転車放置・以下の道路交通法違反が発覚された場合

第一段階

1 回目～2 回目指導……自転車通学を 1 週間禁止

第二段階

3 回目指導……自転車通学許可の取り消し

改正道路交通法の違反行為

1 信号無視	9 環状交差点の安全進行義務違反
2 通行禁止違反	10 指定場所一時不停止等
3 歩行者用道路徐行違反	11 歩道通行時の通行方法違反
4 通行区分違反	12 ブレーキ不良自転車運転
5 路側帯通行時の歩行者通行妨害	13 酒酔い運転
6 遮断踏切立入り	14 安全運転義務違反
7 交差点安全進行義務違反等	15 妨害運転(あおり運転等)
8 交差点優先車妨害等	

※ 安全運転義務違反は自転車側の過失によって歩行者との衝突や人身事故が起きた場合。二人乗り傘さし運転やスマートフォンを見ながらの片手運転などがこれに該当します。

□ 事故に遭った場合

その場で、必ず 110 番通報すること。

(3)登録した自転車を変更する場合は、再度許可願を提出する。

シール貼り付け位置



■自転車の形は下記の写真の通り

近年クロスバイク等(トップチューブと言われる部分がハンドルとサドルに近い位置にあるもの)と言われる自転車での事故が増加しているため、本校での自転車は本年度より下記のを義務付けることになりました。(自転車をまたいだ時、両足の裏が地面に着くものを利用する。)

